報告第１８号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第６号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和８年１１月１３日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両による人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和８年３月２６日午後３時３０分頃、亀山市関町小野地内において、小野川橋東詰交差点に進入した際、信号を見落とし、右側から走行してきた相手方の車両に接触させ、これを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

４６万３，６７０円